

第4回
市町村による原子力安全対策に関する研究会
〔研究報告〕

市町村による原子力安全対策に関する研究会

1 「安全協定」の課題

●「安全協定」

新たに「防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方」が示されたことに伴い、特にUPZ30km圏にかかる自治体においては、原子力施設の安全を確保するための一つの有効な手立てとして注目されている。

県・柏崎市・刈羽村・東電(株)

安全協定の内容

関係法令の順守

情報公開

品質保証活動

事前了解

通報連絡

監視調査の実施

評価会議の設置

技術連絡会議の設置

技術委員会の設置

状況確認

立入調査

適切な措置の要求

トラブル等内部情報
受付窓口の設置

損害の補償

しかしながら…

「安全協定」の課題

- ①「安全協定」に法的な根拠が無い中で、地方自治体が実質的な権限を行使している。
- ②協定に基づく「通報連絡」「立入検査・措置要求」「運転再開時の事前協議・事前了解」などの権限を行使するための専門的・技術的な知見や体制が整っていない。



新たな「防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方」に基づく具体的な防護対策や国・県・市町村の役割分担が、明確になっていない

これらの課題が整理されるまでの間の暫定的措置として…

◎周辺自治体等として住民の安全・安心を確保するために必要な情報を得られる体制の構築を目指す

2 「通報連絡協定(案)」の内容①

住民の安全・安心を確保するために、周辺自治体として必要な情報とは？

⇒「安全協定」の中の「通報連絡」条項に基づき整理

安全協定の内容

関係法令の順守

情報公開

品質保証活動

事前了解

通報連絡

監視調査の実施

評価会議の設置

技術連絡会議の設置

技術委員会の設置

状況確認

立入調査

適切な措置の要求

トラブル等内部情報
受付窓口の設置

損害の補償

(1) 定期的に通報連絡する事項

概要：発電所の運転保守状況等に関するもの。

(2) その都度通報連絡する事項

概要：定期検査等の実施計画並びに実施結果等に関するもの。

※(1)、(2)は発電所の運転保守状況等であり、住民に不安感を与えるものではないため、不要。

(3) 発生後直ちに通報連絡する事項

概要：発電所におけるトラブル等の事象に関するもの。

(4) 発生後速やかに連絡する事項

概要：発電所における軽微な事象に関するもの。

【メリット】

◎(3)(4)は発電所におけるトラブル等の事象に関するものであり、公表されることで住民に不安感を与える恐れがあるため、自治体として情報を確実に把握しているということが、**住民の安心につながる。**

これらに加え、さらに必要な情報とは・・・

2 「通報連絡協定(案)」の内容②

◎『自治体として**住民の安全を守るための情報**』こそ必要。それは...

原子力発電所の周辺環境へ放射性物質が放出される、あるいはその恐れのある事故が発生した場合の**情報**であり、**初動の迅速性を確保するため発生後直ちに連絡を受ける必要有。**

<該当情報>

①原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定する事象

②原子力災害対策特別措置法第15条第1項に規定する事象

◎地域防災計画に基づき対応するレベルの情報であるため、安全協定の対象外となっている

原災法10条:原子力災害に至る可能性があるトラブルが発生した場合に、**初期動作の迅速性を確保するため**、事業所の原子力防災管理者(発電所長)が国及び県等への通報が義務付けられている。
原災法15条:さらに厳しい事態の場合で、首相が**原子力緊急事態**を宣言するレベルの事象。

<入手時期>原災法に基づき事業所が国等へ通報した後、**同様式にて直ちに第一報をFAX**

現在

原災法に基づき、事業所⇒新潟県 ⇒(※)県内市町村
※県は地域防災計画に基づき、第一報を整理し県内全市町村に連絡

締結

後

協定に基づき、事業所⇒新潟県⇩
⇩協定締結市町村

【メリット】

- ①情報入手時間の短縮により、**迅速な対応(準備)**が可能となる。
- ②情報入手経路の増加。

※ただし、避難方法等の具体の防護対策は未検討であり、早急な構築が望まれる

3 「通報連絡協定(案)」の内容(まとめ)

①「自治体として住民の安心を守るために必要な情報」

原子力発電所で発生するトラブルのうち、周辺環境への影響が無いものであっても、報道機関で取り上げられた場合、住民に必要以上に不安感を与えることが懸念される。このため、発電所から公表されるトラブル情報は、周辺自治体としてもその状況を把握しておく必要がある。

②「自治体として住民の安全を守るために必要な情報」

原子力発電所から周辺環境へ放射性物質が放出される、あるいはその恐れのある事故が発生した場合は、初動の迅速性を確保するため、発生後直ちに連絡を受ける必要がある。

課 題

◎「安全協定」の在り方検証と位置づけの明確化

+

◎新たな「防災対策を重点的に充実すべき地域の考え方」に基づく
具体的な防護対策や国・県・市町村の役割分担の明確化

それまでの間の暫定的なものとして「通報連絡協定」の締結を目指す。

※今後、関係市町村の担当職員を対象に勉強会を開催し、各自治体の意向をお聞きしたうえで、遅くとも年度内での協定締結を目指したい。

安定ヨウ素剤の概要

(報告:見附市・佐渡市)

なぜ安定ヨウ素剤が必要か

- 事故により発生する放射性ヨウ素は、呼吸から体内に入り甲状腺に吸収される。吸収前に安定ヨウ素剤を飲むことにより甲状腺内を飽和状態にすることで、体内被曝を低減させる。

服用対象者

服用対象者は40歳未満

- 40歳以上は放射性ヨウ素の被曝による甲状腺ガンの発生確率は増加しないため対象外。

ただし、妊婦は胎児への影響を考え40歳以上でも優先的に服用。

服用量

対象者	ヨウ化カリウム量	錠剤
新生児	16.3mg	液剤対応
生後1ヶ月～3歳未満	32.5mg	
3歳以上13歳未満	50mg	1錠
13歳以上40歳未満	100mg	2錠

※錠剤を飲み込めない新生児にはシロップ等の液剤を服用(薬剤師による調剤が必要)。

※服用回数は1回。

取扱いにおける注意

- 安定ヨウ素剤は医師等の派遣が可能な避難所等で保管することが望ましい。
- 保存期限は3年。定期的に入れ替える必要あり。
- アレルギーや副作用に対しての課題あり。
- 服用に対し、住民理解のための事前説明が必要。

安定ヨウ素剤の予防服用

(報告: 見附市・佐渡市)

服用のタイミング

効果は少なくとも
24時間持続する

- 事故により発生した放射性ヨウ素が体内に吸収される前24時間以内又は直後の服用
⇒ 甲状腺被曝を90%以上抑制
- 体内に吸収された後の服用
8時間以内⇒ 40%
24時間以降⇒ 7% しか抑制効果なし

早期に服用する必要がある

現状

- 市町村長には服用を指示する権限はない。服用は原子力災害対策本部長が決定し、知事が指示。
- 服用には医師等の立ち会いが必要。

事故発生から服用までの手続きに時間を要し、早期の服用は難しい

課題

- 効果的な服用のため、法改正などの抜本策が必要。
- OIL(計測可能な判断基準)に基づき、災害レベルが一定基準を超えた場合に自動的に服用を開始できる制度への改正が必要。
- プルーム(放射性雲)の到達を予測できるモニタリング体制の強化。
- 安定ヨウ素剤の保管方法、保管場所の選定。
- アレルギーや副作用への対応策の策定。